

様式第 1 号（様式第 5 条関係）

皆野町事後審査型制限付き一般競争入札公告

皆野町新・学校給食センター（仮称）厨房設備設置工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については皆野町事後審査型制限付き一般競争入札実施要綱の規定によるものとする。

令和 7 年 5 月 2 0 日

皆野町長 黒澤 栄則

記

1 入札対象工事	
（1）工事名	皆野町新・学校給食センター（仮称）厨房設備設置工事
（2）工事場所	皆野町大字皆野 2 0 7 6 番地 4
（3）工事期間	契約締結の日から令和 8 年 7 月 1 0 日まで
（4）予定価格	入札執行後（落札決定後）に公表する。
（5）工事概要	皆野町新・学校給食センター（仮称）厨房設備設置工事一式
（6）業種名及び工事分類名	業種：管工事業 工事分類：管工事
（7）その他	本工事は、週休 2 日補正（4 週 8 休以上）を適用する。
2 落札者の決定方法	本件入札は、価格競争方式により落札者を決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。
4 設計図書等	設計図書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は電子入札システムの入札情報公開システムにより掲載する。
5 競争参加資格確認申請書の提出	令和 7 年 5 月 2 1 日（水） 午前 9 時 0 0 分から 令和 7 年 6 月 1 3 日（金） 午後 4 時 0 0 分まで 入札に参加を希望する者は、上記期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出すること。
6 設計図書等に関する質問	
（1）受付期間	令和 7 年 5 月 2 1 日（水） 午前 9 時 0 0 分から 令和 7 年 5 月 3 0 日（金） 午後 4 時 0 0 分まで 設計図書に関して質問がある場合は、質問書を電子入札システムにより提出すること。
（2）質問に対する回答	質問に対する回答は、令和 7 年 6 月 5 日（木）までに、電子入札システム上で掲示する。
7 入札書の提出期間	令和 7 年 6 月 1 6 日（月） 午前 9 時 0 0 分から 令和 7 年 6 月 1 8 日（水） 午後 4 時 0 0 分まで 日時等を変更する場合は電子入札システム上で案内する。
8 開札日時	令和 7 年 6 月 2 0 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分 日時等を変更する場合は電子入札システム上で案内する。
9 入札参加形態	単独企業とする。
10 入札に参加する者に必要な資格	
（1）建設業の許可	建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条の規定により、入札対象の業種に係る許可を受けているものであること。

(2) 資格者名簿への登載	業種	管工事業
	本工事の入札に係る公告の日において、令和7・8年度皆野町建設工事等入札参加資格者として、上記業種で登録されているものであること。	
(3) 所在地等	ア 埼玉県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。（当該本店、支店又は営業所が、10（2）に規定する業種で名簿登録されている申請事業所であること。） イ 本工事に下請負人を選定する場合は、皆野町の経済活性化を踏まえて、原則皆野町内に本店、支店又は営業所を有する者を選定するように努めること。	
(4) 総合評定値等	令和7・8年度の皆野町建設工事等競争入札参加資格審査申請により提出された経営事項審査結果に係る管工事の総合評定値が850点以上であり、かつ開札日において有効な経営事項審査を受けていること。	
(5) 施工実績	契約の締結日にかかわらず平成19年4月1日以降、公告日までの間に、請負契約により学校給食の厨房設備に係る工事の実績を有すること。	
(6) 配置予定の技術者	本工事の受注に際し、建設業法に規定された資格を有する者を、専任の監理技術者として配置すること。 ただし重複する期間が他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合、又は、本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間、若しくは、他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。 なお、配置予定の技術者は、その者が在籍する入札参加業者と5に規定する競争参加資格申請書の受付終了日の3ヵ月以前から恒常的な雇用関係にあること。 また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。	
(7) 現場代理人	本工事は皆野町現場代理人の常駐規定の緩和基準のうち、兼務を認める工事の対象としない。	
(8) その他の参加資格	ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定に該当しない者。 イ 皆野町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止の措置及び皆野町建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく措置を受けていない者。 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。 エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。 オ 町税を滞納していない者。 カ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者でないこと。	

11 最低制限価格	設定する。
12 入札保証金	皆野町契約規則第22条による。
13 契約保証金	皆野町契約規則第10条による。
14 支払条件	(1) 前払金 あり（その額は、会計年度ごとの各会計年度の出来高予定額40%以内として、1万円未満の端数は切り捨てる。） (2) 中間前払金 あり（中間前払いを選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内として、1万円未満の端数は切り捨てる。）ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあたっては、会計年度ごとの各会計年度の出来高予定年度の出来高予定額20%以内とする。 (3) 部分払 あり (4) 各会計年度の支払限度額 令和7年度 請負代金額の概ね6割 令和8年度 請負代金額の概ね4割
15 入札に関する注意事項	
(1) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 入札執行	入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
(3) 提出書類	電子入札システムによる入札書提出の際に入札金額見積内訳書を添付すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は2回とする。 イ 初度入札に参加しないものは、再度入札に参加することができない。
(5) 電子くじ	落札候補者となるべき価格について同価の入札が2者以上あった場合は、電子入札システムにより電子くじを実施して落札候補者を決定する。
(6) 入札辞退	競争参加資格確認申請後も、入札の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。この場合、電子入札システムにより辞退の手続きを行うこと。
(7) その他	電子入札システム利用可能時間は、平日午前8時30分から午後8時00分までとする。
16 参加資格審査（事後審査）	
(1) 提出書類	落札候補者は制限付き一般競争入札参加資格等確認申請書及び制限付き一般競争入札参加資格等確認資料等の指定された書類を、開札日翌日（その日が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の場合は、その直後の平日）午後4時00分までに総務課へ持参により提出すること。 なお、提出期限までに提出しない場合は資格審査を辞退したものとみなし、辞退届の提出を求めるものとする。
(2) 資格審査	審査資格については、落札候補者から予定価格以下の金額で応札したものを対象として、最低価格入札者から入札価格の低い順に実施し、入札参加資格を満たしているもの

	が確認できるまで行うものとする。
(3) 資格結果通知	落札候補者について審査資格の結果、落札者として認められた場合は電子入札システムにより通知するものとし、資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第6号）を通知するものとする。
(4) その他	入札参加資格がない旨の入札参加資格審査結果通知書を受けた者は、通知の日から3日以内に書面により入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。
17 入札の無効	次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。 (1) 入札参加資格を有しない者のした入札 (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札 (3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札 (4) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
18 その他	(1) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書（質問回答書を含む。）及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (2) 入札に際し談合情報があった場合は次のとおり取り扱うことがある。 ア 談合情報があった場合は、事情聴取、誓約書の徴収並びに公正取引委員会への通報を行うことができる。 イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることができる。 ウ 契約締結後に、入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは契約を解除することができる。
19 問い合わせ先	皆野町 総務課 電話番号 0494-62-1230